区分	工事等の内容	備考
対象	既存住宅の増築工事及び一部改築工事	建築確認が必要なものは、建築確認 済証及び検査済証の写しが必要。
	浴室、台所、洗面室又はトイレの改修工事	
	給排水衛生設備工事、給湯設備工事(高効率給湯器設備 工事は除く)、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備 工事	他のリフォーム工事に伴う撤去、設置、移設、修理、取替え及び新設並 びに住宅の外部における配管工事 及び配線工事を含む。
	屋根のふき替え、塗装工事及び防水工事	屋根回りの修理を含む。
	外壁の張り替え及び塗装工事	外壁回りの修理を含む。
	間仕切りの変更工事	
	床、内壁又は天井の張り替え及び塗装工事その他の内装 工事	床暖房工事を含む。
	床、外壁、窓、天井又は屋根の断熱工事	
	ふすま紙及び障子紙の張り替え並びに畳の取替え(表替 え及び裏返しを含む。)	
	雨どい等の取替え及び修理	
	建具又は開口部の取替え及び新設工事	
	造作家具工事	大工工事が伴うものに限る。
	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差の解消、廊 下幅の拡張、エレベーターの設置その他これらに類する 工事をいう。)	市が実施する他の助成制度を利用 する場合を除く。
	雨水浸透ますの設置工事	
	雨水タンク設備の設置工事	
	公共下水道の接続工事	全ての雑排水を公共下水道に接続する場合に限る。 市が実施する他の助成制度を利用する場合を除く。
	合併処理浄化槽工事	市が実施する他の助成制度を利用 する場合を除く。
一部対象	既存住宅の解体工事	解体工事を単独で行う場合は対象 外とし、他のリフォーム工事に伴う 部分である場合は対象とする。
対象外	店舗、工場、事務所、車庫、物置、倉庫その他の住宅以 外の部分の工事	
	門扉、ブロック塀、舗装等の外構工事	
	植栽、せん定等の植栽工事	
	太陽光発電システム設置工事	
	防犯ライト又は防犯カメラの設置工事	
	カーテン、ブラインド等の取替え及び設置工事 電話、インターネット又はテレビアンテナの設置工事及 び配線工事	│ │他のリフォーム工事に伴う部分の │配線工事を除く。
	エアコン、その他の電化製品、暖房器具又は家具の購入 及び設置工事	日山外上ずでかく。
	消防用設備又は防災用品の購入及び設置工事	│ │火災報知機及びガス漏れ警報器を │含む。
	シロアリ駆除その他の防虫又は消毒を目的とした薬剤の 散布及び塗布	1120
	ハウスクリーニング及び排水管等の清掃	
	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
	住宅エコポイントを取得する工事	
	その他市が実施する他の助成制度を利用する工事	